

「農山漁村」経済・生活環境創生に向けて ～新たな国土形成計画の視座～

倉石 誠司

国土交通省 国土政策局 総合計画課長

2025年2月4日

第三次国土形成計画(全国計画)の概要

第三次国土形成計画

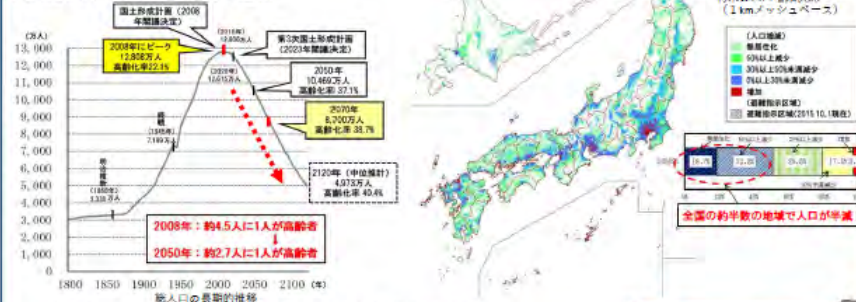
新時代に地域力をつなぐ国土

新たな国土形成計画(全国計画)は、時代の重大な岐路に立つ国土として、人口減少等の加速による地方の危機や巨大災害リスクの切迫、気候危機、様々な国際情勢を始め、我が国が直面するリスクと構造的な変化のなかで、こうした危機・難局を乗り越え、未来に希望を持てる国土の将来ビジョンとして、2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間の国土づくりの方向性を定めるものとして、2023年7月28日に閣議決定されました

状況の変化～時代の重大な岐路に立つ国土～

地域の持続性、安全・安心を育かすリスクの高まり

人口減少/少子高齢化/地方の危機



巨大災害リスクの切迫/気候危機の深刻化/生物多様性の損失



コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

場所に縛られない暮らし方・働き方 /地方・田園回帰の動き/地方での暮らしの魅力



激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

国際競争力の低下/安全保障上の課題の深刻化 /エネルギー・食料の海外依存リスク



第三次国土形成計画

目指す国土の姿

「新時代に地域力をつなぐ国土」

国土全体にわたり地域力をつなぎ合わせ、未来へとつなげていく

地域力

地域課題を克服する守りの力



地域の魅力を高め人々を惹きつける攻めの力

地域力の結集し、目指す国土の形成を通じて

活力ある国土づくり
～地域への誇りと愛着に根差した
地域価値の向上～

安全・安心な国土づくり
～災害等に屈しない
しなやかで強い国土～

個性豊かな国土づくり
～緑の国、海の国、文化の国～

地方への人の流れの創出・拡大

国土刷新に向けた重点テーマ①

「地域生活圏」の形成

<地域生活圏のポイント>

日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を実現する「共」の視点

- ① 官民パートナーシップによる「主体の連携」
- ② 分野の垣根を越えた「事業の連携」
- ③ 市町村界にとられない「地域の連携」

⇒地域課題の解決と地域の魅力向上

<変わる地域の姿(イメージ)>

デジタルの徹底活用によるリアル空間の質的向上



全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会

第三次国土形成計画(全国計画)の概要

(令和5年7月28日閣議決定)

国土構造の基本構想

「シームレスな拠点連結型国土」

＜①人口や諸機能の広域的な分散＞

中枢に核都市等を核とした**広域圏の自立的発展**

＜②二面活用、内陸部を含めた全国の連結強化＞

日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「**全国的な回廊ネットワーク**」の形成を図る

- 活発なヒト・モノの流動によるイノベーションの促進
- 災害時等のリダンダンシー確保



日本中央回廊の形成
リニア開業等による時間距離短縮等の効果を全国に波及

国土刷新に向けた重点テーマ②

持続可能な産業の構造転換

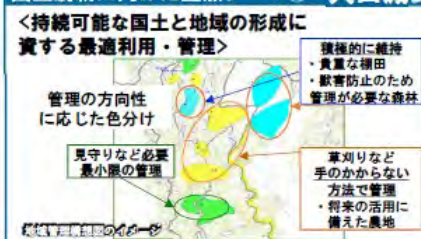
＜地域の特徴を活かした成長産業の全国的な分散立地等の促進＞



高度な集積型工場の内立地 (熊本 TSMC)



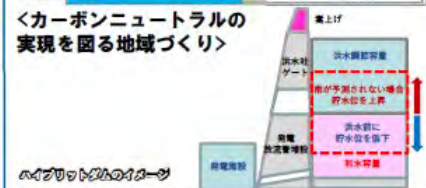
＜GXや巨大災害リスク対応に向けた既存コンビナート等の基幹産業拠点の強化・再生＞



国土刷新に向けた重点テーマ③

グリーン国土の創造

＜30by30による健全な生態系の保全・再生の促進＞



＜カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり＞



横断的な重点テーマ①

国土基盤の高質化

＜国土基盤の高質化に向けた戦略的マネジメントの徹底＞



カーボンニュートラルポートの形成 港湾オペレーションの高度化

横断的な重点テーマ②

地域を支える人材の確保・育成

＜包摂社会に向けた地域づくりへの多様な主体の参加と連携＞

- 安心してこどもを産み、育てられる「共働き・子育て」等の環境整備など若者世代を惹きつける「こどもまんなかまちづくり」
- 地方における教育・就業環境整備を通じた女性が能力を発揮できる魅力的な地域づくり
- 二地域居住者等を含む関係人口の拡大、地域とのつながりの深化に向けた「人」「場」「仕組み」づくり



＜民間の力を最大限活かした新しい公共の領域拡大＞

- 地域づくりへの企業等の主体的参加の拡大
- コンセッションを始めとするPPP/PFIの拡大

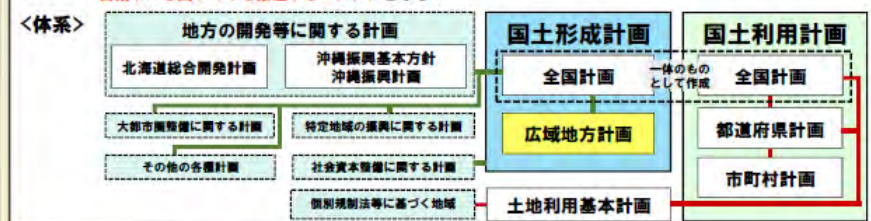
広域地方計画の策定・推進

- 広域地方計画は、全国計画を基本として、8つの圏域ごとに、広域地方計画協議会の協議を踏まえて国土交通大臣が策定する計画
- 各圏域が目指すべき将来像と課題に対する特色ある地域戦略を描く



国土計画の意義・体系

＜意義＞ 国土に関わる幅広い分野の政策を長期を見通して、統一性を持った方向付けを行い、**目指すべき国づくりを推進するエンジン**となる



発行 国土交通省 国土政策局 総合計画課

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください

<https://www.mlit.go.jp/kokudokeisei3/>

国土形成計画 校案

地域生活圏（2024.秋～ 検討スタート）

地域生活圏の形成

(課題) 地方の危機

- ✓ 地方の中心的な都市でも人口減少
- ✓ 生活サービス提供機能が低下・喪失
- ✓ 縦割りの分野、行政だけでは限界

(目指す姿) 地域生活圏の形成

デジタルの徹底活用と「共」の視点からの地域経営で

- 生活サービスの利便性の最適化と複合化
- 地域内経済循環の仕組みを構築

⇒ サービスが持続的に提供される地域生活圏を形成

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「主体の連携」
- ② 分野の垣根を越えた「事業の連携」
- ③ 行政区域にとられない「地域の連携」

○国土形成計画（R5.7閣議決定）抜粋

デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。

地域生活圏の形成に向けてのモデル事例

(香川県三豊市) 市民生活を支えるサービス群の構築

三豊市の基礎情報

- 人口：6.1万人（R2国調）
- 香川県で2番目の広さ

取組概要

- 人口減少に伴う市場縮小で提供・維持が難しくなった生活サービスを、「共助」の考え方により地元企業が提供する取組が拡大
- それらを行政がデータ連携基盤でつなぐことで、市民生活を支えるサービス群「ベーシックインフラ」を構築・実装
- サービスの全体最適化と地域内での経済流通による持続性向上、住民のWell-beingの向上を目指す

三豊市

データ連携基盤（事業の連携）

- 各サービス事業者が持つデータを相互活用（デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用）

主体の連携



学び・人材育成

- 地元企業等18社の出資で市民大学を設立し、社員研修等を担う
- 観音寺市も含めて事業を展開（地域の連携）

二地域居住等・仕事マッチング

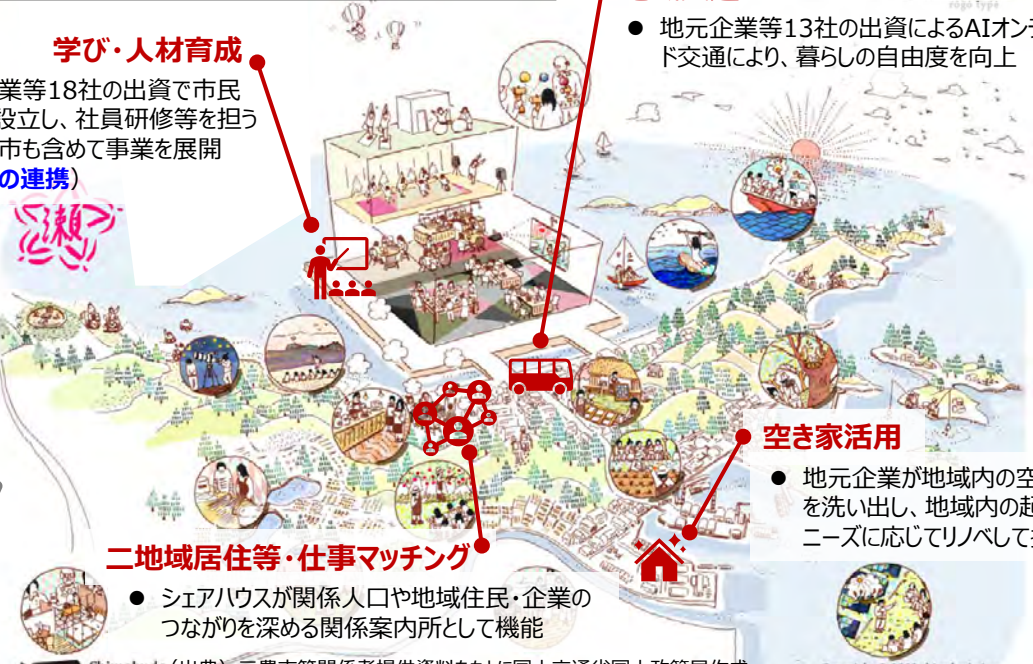
- シェアハウスが関係人口や地域住民・企業のつながりを深める関係案内所として機能

地域交通

- 地元企業等13社の出資によるAIオンデマンド交通により、暮らしの自由度を向上

空き家活用

- 地元企業が地域内の空き家を洗い出し、地域内の起業ニーズに応じてリノベして提供



Shiwakudo (出典) 三豊市等関係者提供資料をもとに国土交通省国土政策局作成

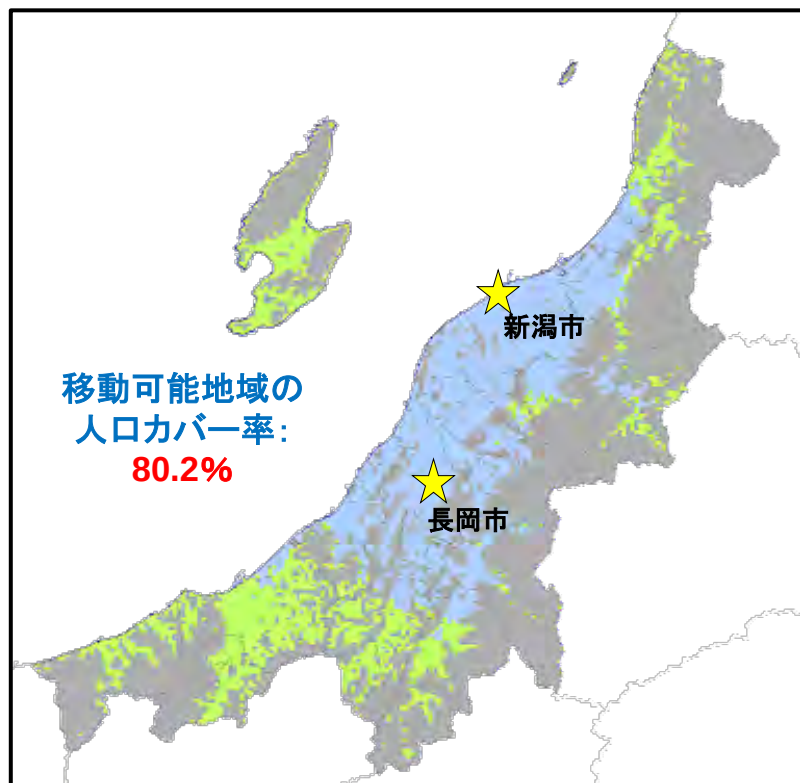
Copyright © 2022 shiwakudo inc.

- 官民が連携した先進的なモデル事例の創出や伴走支援、横展開
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金との連携をはじめ関係府省が一体で地域生活圏の形成を促進

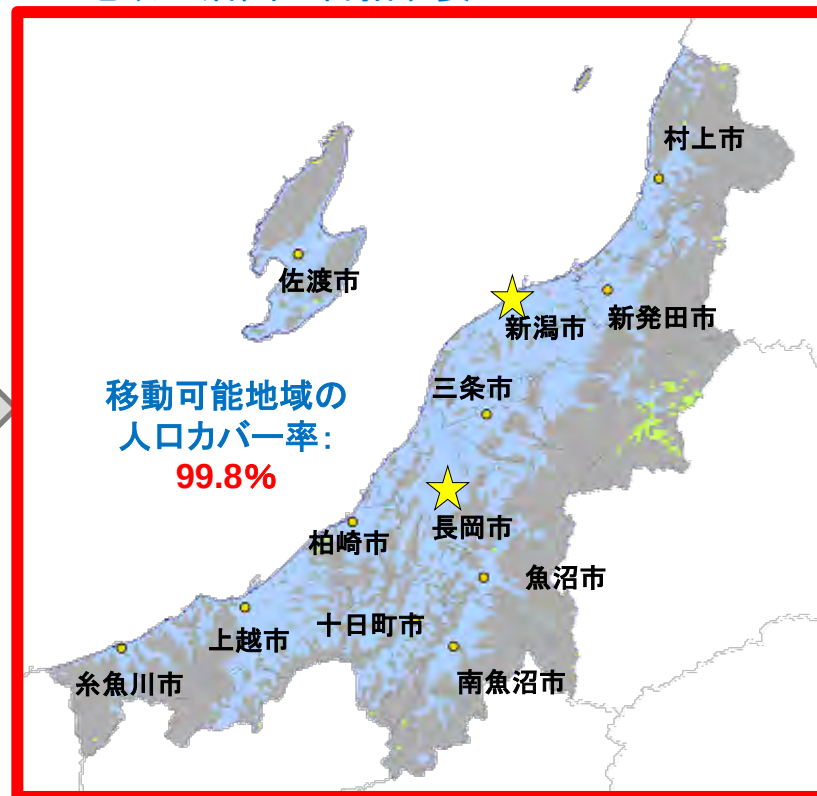
一部の大都市だけではなく、複数の核になるような中小都市が地域資源(地域固有の自然や風土・景観、文化等)をつなぎ、広域で補完し合うことで、**国土全体にわたって**人々が生き生きと安心して暮らし続けていくことができる社会を目指す。

- ◆ 新潟県 ・2050年に人口が**31.0%**減少
・65歳以上人口割合【2020年 **32.8%** → 2050年 **43.2%**】

<新潟市及び長岡市>



<地域生活圏が目指す姿>



- は車で1時間以内で移動可能なエリア
- は車で1時間以上かかるエリア
- は非居住地域

(出典:「総合交通分析システム(NITAS 3.0)」(国土交通省)、「国勢調査」(総務省)、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)を用いて国土交通省国土政策局で作成。左図は、人口20万人以上の市(新潟市及び長岡市)、右図は新潟県の各地域振興局内の人口最多の市(村上市、新発田市、新潟市、三条市、長岡市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、柏崎市、上越市、糸魚川市、佐渡市)の中心(市役所)から、道路を利用して1時間以内で移動可能な地域を図示。)

中枢中核都市等を核とした 広域圏

《都府県境を越える広域レベルの高次の
生活・経済圏》

※広域地方計画等の策定を通じた広域
連携プロジェクトの実施等

主な取組イメージの例

広域レベルでの高次な都市・産業機能の集積を活かした自立的発展

広域的幹線交通



高等教育・研究



高度医療



産業クラスター



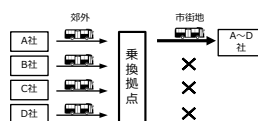
機能を相互補完

地方の中心都市を核とした 地域生活圏

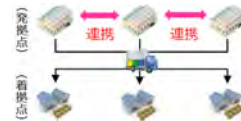
《市町村界に捉われない、日常的な
生活・経済の実態に即したエリア》

官民パートナーシップによるデジタルを活用した生活サービスの利便性向上

交通事業者の共同経営



共同配送



オンライン診療



インフラメンテナンスの
包括委託・共同管理



機能を相互補完

小さな拠点を核とした 集落生活圏

《複数の集落からなる概ね小
小学校区単位での、生活に身
近な基礎的な生活エリア》

集落で必要な生活サービス機能を維持・確保し、仕事・収入を確保

デマンド交通
貨客混載バス

出所：農林水産省資料



ラストワンマイル配送

出所：農林水産省資料



買い物支援
見守り活動

出所：農林水産省資料



農業用施設の
共同維持・管理

出所：農林水産省資料



<委員>

◎石田 東生	筑波大学名誉教授/学長特別補佐
宇野 重規	東京大学社会科学研究所教授
神田 佑亮	呉工業高等専門学校環境都市工学分野教授
越 直美	三浦法律事務所弁護士
櫻井 美穂子	国際大学国際経営学研究科准教授
田中 輝美	島根県立大学准教授/ローカルジャーナリスト
成田 智哉	ミーツ株式会社代表取締役社長/ 生活協同組合コープさっぽろ組織本部地域政策室室長
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
原田 文代	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員
松江 英夫	社会構想大学院大学教授/経済同友会幹事/ デロイトトーマツグループ執行役
水谷 香織	名古屋学院大学現代社会学部准教授/ パブリック・ハーツ株式会社代表取締役

(50音順、敬称略、◎は委員長)

<今後の予定>

○第1回 10/9	}	・ 検討のターゲットと方向性について ・ ヒアリング
○地域経済WG 11/18		
○第2回 12/4		
○人材・コミュニティWG 1/16	}	・ 論点整理及び議論
第3回 2/5		
第4回 3月中旬		
⋮		
⋮		
第X回 R7年夏頃		・とりまとめ

<関係機関>

内閣官房	国土強靱化推進室
	新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府	大臣官房 企画調整課
	地方創生推進事務局
	政策統括官(防災担当) 付
	民間資金等活用事業推進室
こども家庭庁	長官官房 参事官(総合政策担当) 付
総務省	大臣官房 企画課
	自治行政局 市町村課
	地域力創造グループ 地域自立応援課
財務省	大臣官房 政策金融課
金融庁	総合政策局 総合政策課
文部科学省	大臣官房 政策課
厚生労働省	政策統括官(総合政策担当) 付
農林水産省	農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室
経済産業省	経済産業政策局 地域経済産業政策課
	地域産業基盤整備課
	イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課
	商務情報政策局 情報経済課
中小企業庁	経営支援部 創業・新事業促進室
	商業課
国土交通省	総合政策局 社会資本整備政策課
	環境政策課
	交通政策課
	公共事業企画調整課
	国土政策局 総合計画課【事務局】
	地方政策課
	地域振興課
	不動産・建設経済局 不動産業課
	都市局 総務課
	まちづくり推進課
	都市計画課
	道路局 総務課
	道路交通管理課 ITS推進室
	物流・自動車局 物流政策課
	住宅局 住宅戦略官付
観光庁	観光戦略課
	観光地域振興部 観光資源課
環境省	大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室
株式会社	民間資金等活用事業推進機構

地域生活圏形成リーディング事業【新規】

令和7年度予算案:10百万円(皆増)
令和6年度補正予算:200百万円
(直轄調査費・非公共)

省

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとられない「地域の連携」の観点から、リアル空間の質的向上により「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**地域経営主体の育成が急務**である。
- このため、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する**先導的な取組**に対して**事業実施に係る費用の支援等**を行うことにより、**地域の多様なステークホルダーから構成される地域経営主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「**地域生活圏**」の形成を強力に推進し、**地方創生の早期実現**を図る。

地域生活圏形成リーディング事業（当初・補正）

「共」の視点からの地域経営により、日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供を目指す事業

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる取組に対して支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会
※都道府県の参画が必須

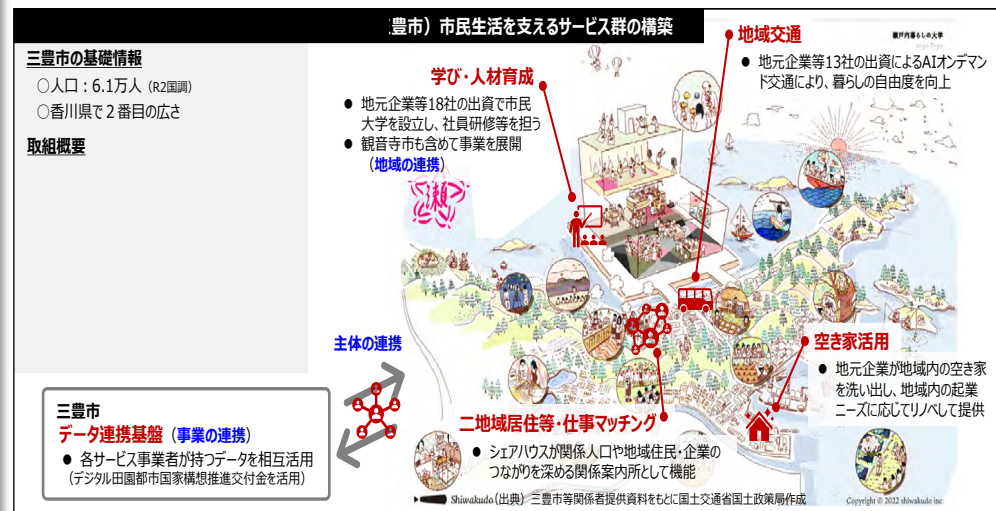
【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等）
※複数分野の連携を前提

【補助率・上限額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

地域生活圏の形成に向けてのモデルとなる地域



取組の拡大、運営体制の強化、自走化への支援※1

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとられない「**地域の連携**」

※1 新しい地方経済・生活環境創生交付金との連携など、関係府省が一体となって政策パッケージによる伴走支援を実施

骨太方針2024（抜粋）

広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開を推進するとともに、地域経済の循環に向け自立した地域経営主体の育成に取り組む。

- 人口減少下では、全ての土地についてこれまでと同様に管理することは困難。
優先的に維持したい土地を明確化し、管理方法の転換等を進めることが重要。
⇒「**国土の管理構想**」は、**人口減少下の適切な国土管理の在り方**を示すもの。

国土の管理構想

<R3.6とりまとめ>

策定主体：国

- 長期的視野・広域的視点からの国土全体の管理の在り方を提示
- 都道府県、市町村、地域の各レベルにおける管理構想の策定方法等を示す

都道府県管理構想

策定主体：都道府県

- 流域等の広域的視点から都道府県土全体として目指す管理の在り方を示す
- 現状把握・将来予測により、管理すべきエリア、市町村・地域で対応すべき課題について判断するための視点、広域的な市町村間の調整について整理

市町村管理構想

策定主体：市町村

- 現状把握・将来予測により、市町村土全体として目指す管理の在り方、管理すべきエリアと対応すべき課題、必要な措置等を示す
- 管理すべきエリア等を市町村管理構想図として地図化

地域管理構想

策定主体：地域（集落等）

- 住民自ら地域の将来像を描き、土地の管理の在り方を地域管理構想図として地図化
- 管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示す

	地域管理構想(国交省)	地域計画(農水省)
概要	地域の土地管理の在り方を検討し、管理構想図としてまとめる。	地域農業の将来の在り方を検討し、目標地図としてまとめる。
対象範囲	地域の土地全体(農地、森林、宅地)や地域の生活環境などの課題について横断的に検討	農地
主な関係主体	地域住民、自治会、公民館、農村RMOなど	地域農業の関係者
主な自治体の関係部局	企画部局、まちづくり部局など	農政部局
図示化の範囲	大きな土地の管理の優先順位の方向性を示す。(積極的に維持するエリア、粗放的管理を進めるエリアなど)	耕作者ごとに利用する農地を整理する。

双方の取組を進めることは持続可能な地域づくりを進めていく観点で有効



「市町村管理構想・地域管理構想策定の手引き(国土交通省)」及び
「地域計画策定マニュアル(農林水産省)」を改訂し、
都道府県等に対して、事務連絡を発出(令和7年1月28日)

二地域居住（2024.秋～ 法施行）

二地域居住とは

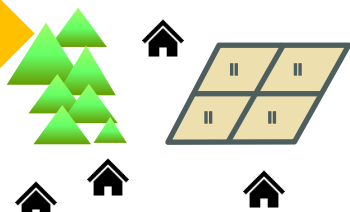
- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
 - ・地方への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
 - ・都市部も過密を避けつつ、国土全体の多様な自然資本・文化資本を活用し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
 - ・多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
 - ・自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する冗長性（リダンダンシー）の確保にも資する。

都市部



- 都心オフィスへの出勤
- 高度な研究・教育拠点の活用
- 大規模なイベントや文化活動への参加
- 海外との交流

地方部



- 自然豊かな環境における生活・子育て
- 副業やテレワークの実施
- 地域交流・地域活動への参加
- ルーツや縁のある地域への貢献

往来

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

新しい体験・多様な体験

都市でも地方でも
それぞれの地域の良さを享受できる
新たな出会いや体験が待っています



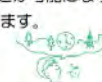
新たなコミュニティに参加

今までいた場所では出会えなかった
コミュニティに参加できるかもしれません。
多様な趣味のサークルやご近所づきあいなど
貴重な人や場とのつながりが身近に。



働き方・暮らし方・生き方の 充実や実現

自身の志向や感性に応じて時間や場所を
選択する生活スタイルの可能性があります。
地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーな
などを日常的にもっと味わうことが可能になり、
充実した生活を営めます。



地域に必要なとされる存在・自己実現

自身の趣味や特技、培った経験を
多様な地域で発揮することで、
その地域の助けとなるとともに、
やりがいや生きがいにつながります。



災害時等のいざというときの 避難場所として

日本はいつ災害に見舞われるかわからない
災害列島です。
二地域居住をしていれば、いざというときに
住み慣れた地域へ避難することができます。



将来の移住に向けて

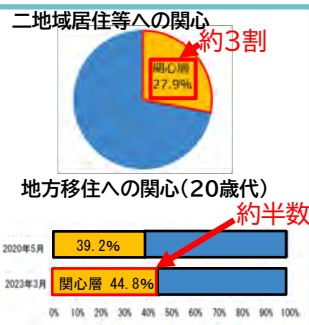
現在の拠点を残しながら、
別の地域での生活をお試し。
移住に比べて、かわりを残しながら、新た
な生活スタイルを取り込めるのが良いところ。



※令和6年5月15日成立。同年11月1日施行

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法律の概要

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住^{※1}促進のための市町村計画制度の創設

- ・都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- ・特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)

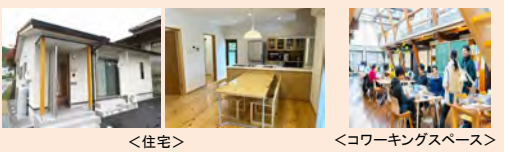
- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】

⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- * 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ



2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人^{※2})の指定制度の創設

- ・市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- ・市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会^{※3}を組織可能
- ※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立（地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組）
- 5者（官3、民2）が共同代表（任期1年）となり、全国979の団体（官：730／民：249）が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞（令和7年1月1日時点）

○地方公共団体 730団体

- ・都道府県 45団体
- ・市区町村 685団体

○関係団体、民間事業者等 249団体

- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・全国版空き家・空き地バンク運営主体
- ・交通関係団体
- ・関連民間事業者
- ・関連メディア 等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、
農林水産省、経済産業省

共同代表（5者）

任期1年

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会
- ・栃木県那須町

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等
- 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



＜運営事務局＞ 栃木県那須町

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム専門部会について

- 「全国二地域居住官民連携プラットフォーム」内に「①負担軽減部会」「②登録・地域関与部会」「③担い手・人材部会」「④教育部会」「⑤保育部会」の5つの専門部会を設置。※③、④及び⑤の専門部会は民間主導
- 官民が一体となって、二地域居住促進に関する「中長期的な観点から検討すべき課題」への具体的な対応方策を検討するとともに、予算的・制度的な政策提言を目指す。※5月下旬までの「(仮称)中間取りまとめの方向性」を想定

①負担軽減部会

事務局	栃木県那須町
検討テーマ	二地域居住等に伴う諸費用の負担軽減のあり方
自治体	和歌山県、静岡県焼津市、埼玉県横瀬町
民間	JAL、ANAHD、日本ホテル協会、全国古民家再生協会 等
協力(調整中)	国土交通省 等

②登録・地域関与部会

事務局	栃木県那須町
検討テーマ	二地域居住者の登録・証明と地域への関わりの環境整備
自治体	長野県、和歌山県田辺市、鳥取県北栄町
民間	雨風太陽、新経済連盟、LIFULL、ADDRESS、TOPPAN、JTB 等
協力(調整中)	国土交通省、総務省 等

③担い手・人材部会

民間主導

事務局	Another works
検討テーマ	地域の担い手としての活用のあり方、企業・官公庁の人事制度のあり方等
自治体(選定中)	新潟県佐渡市 等
民間(選定中)	Another works、三島信用金庫、東京海上日動火災保険 等
協力(調整中)	国土交通省、経済産業省、農林水産省 等

④教育部会

民間主導

事務局	あわえ
検討テーマ	就学児童・生徒を有する二地域居住者の受入れ促進に向けた制度や事業のあり方等
自治体(選定中)	和歌山県白浜町 等
民間(選定中)	あわえ、利根沼田テクノアカデミー 等
協力(調整中)	国土交通省、文部科学省 等

⑤保育部会

民間主導

事務局	キッチハイク
検討テーマ	未就学児童を有する二地域居住者の受入れ促進に向けた制度や事業のあり方等
自治体(選定中)	岡山県高梁市、北海道厚沢部町 等
民間(選定中)	キッチハイク等
協力(調整中)	国土交通省、こども家庭庁 等

当面のスケジュール(P)

①及び②の専門部会のスケジュール

2月上旬 キックオフ
(課題・論点の整理、議論)
・
・
5月下旬 中間取りまとめの方向性

※③、④及び⑤の専門部会は、適宜開催

- 「広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年5月)の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024(抜粋)

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

(令和7年度予算案:10百万円)

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

(令和6年度補正予算:300百万円・令和7年度予算案:10百万円)

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修(お試し居住施設)



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

(令和6年度補正予算:100百万円)

- ・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。

二地域居住等を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化